

○近江八幡市広告入り空き家情報誌の無償提供に関する取扱要綱

令和 6 年 5 月 2 0 日

近江八幡市告示第 1 9 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、近江八幡市広告入り空き家情報誌（近江八幡市内の空き家の適切な管理を啓発することを目的とした冊子であって、広告が掲載されたものをいう。以下「空き家情報誌」という。）の製作及び無償提供について、近江八幡市広告事業実施要綱（平成 2 2 年近江八幡市告示第 5 5 号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製作 空き家情報誌（掲載する広告を含む。）のデザインの立案から当該空き家情報誌の印刷及び製本までの一連の作業をいう。
- (2) 広告主 空き家情報誌に広告を掲載しようとする者をいう。
- (3) 無償提供者 広告主の募集及び空き家情報誌の製作を行い、市に空き家情報誌を無償提供しようとする者をいう。

(事業の実施方法)

第 3 条 空き家情報誌の配布に関する事業は、市が無償提供者から無償で当該空き家情報誌の提供を受けることにより実施するものとする。

(配布場所)

第 4 条 市長は、提供を受けた空き家情報誌を近江八幡市役所、安土町総合支所その他市長が適当と認める市内の施設等において配布するものとする。

(配布期間)

第 5 条 空き家情報誌の配布期間は、別に定める近江八幡市空き家情報誌無償提供者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、配布期間を変更するこ

とができる。

(製作上の注意事項)

第6条 無償提供者は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の内容を推奨している等の誤解を受けることのないよう配慮しなければならない。

2 無償提供者は、市の業務内容等を空き家情報誌に掲載する場合は、市の指示に従わなければならない。

3 無償提供者は、空き家情報誌の製作に当たっては、当該空き家情報誌に記載する広告の内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、承認を受けなければならない。

4 無償提供者は、空き家情報誌の数量並びに納品の時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

(空き家情報誌の仕様)

第7条 空き家情報誌の仕様及び広告の規格、掲載位置その他掲載に関する仕様は、募集要項で定める。

(広告主の優先順位)

第8条 無償提供者は、次に掲げる広告主による広告を優先して掲載するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの

(広告内容)

第9条 空き家情報誌に掲載できる広告は、実施要綱第3条及び別に定める近江八幡市広告事業掲載基準に規定する要件を満たすものであって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の窓口業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (4) 暴力団その他の非合法組織若しくはそれらの関連企業又は前身が非合法組織であった企業の広告

(5) その他市長が適当でないと認めるもの

(募集及び応募方法)

第10条 市長は、無償提供者を市のホームページにおいて公募するものとする。

2 市長は、前項の規定による公募を行おうとするときは、その募集の期間、応募方法その他必要な事項について募集要項で定めるものとする。

(審査及び決定)

第11条 市長は、前条に規定する公募に対する応募があったときは、次条に定める近江八幡市広告入り空き家情報誌選定審査会（以下「選定審査会」という。）の審査により、応募資格、提案内容（企画、納入スケジュール、募集方法等をいう。）、デザイン、実現性、過去の実績等を総合的に判断し、空き家情報誌を無償提供する者（以下「納入者」という。）を決定する。

(選定審査会)

第12条 前条の審査及び決定のため、選定審査会を設置する。

2 選定審査会は、都市整備部長、住宅施策推進室長、建築課長、生活環境課長、税務課長及び商工振興課長をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、都市整備部長をもってこれに充てる。

(協定の締結)

第13条 市長は、第11条の規定により納入者を決定したときは、空き家情報誌の製作及び無償提供に関し当該納入者と協定を締結するものとする。

2 協定の締結に要する費用は、納入者が負担するものとする。

3 協定の期間は、原則として協定締結の日から1年間とする。ただし、市長が必要と認めたときは、当該納入者と協議し、協定の期間を更新することができる。

4 前項ただし書の場合において、協議は協定の期間満了の日の3月前までに行うものとし、更新の期間については当該期間満了の日から2年を超えないものとする。

(無償提供の取りやめ)

第14条 納入者は、空き家情報誌の無償提供を取りやめようとするときは、市長にその理由を明記して届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、既に無償提供された空き家情報

誌の取扱いについて、当該納入者と協議するものとする。

(苦情処理等)

第15条 納入者は、空き家情報誌の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかな解決に努めるものとする。

2 納入者は、空き家情報誌に広告を掲載した者及び広告内容に問題が生じた場合は、速やかに文書により市に報告するとともに、当該空き家情報誌を回収し、代替の空き家情報誌を市に提供しなければならない。

(中止)

第16条 市長は、無償提供された空き家情報誌を市民等に配布することが不適切と認めたときは、当該空き家情報誌の配布を中止することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、空き家情報誌の製作及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。